# 11年9月議会 広域行政調査特別委員会

11・9・20 今井光子議員の質問

### 奈良県の消防広域化について

**松丸〇知事公室次長の報告** これまでの経緯 平成18年に消防組織法が改正され、全国的に広域化がすすめられているところでございます。

本県では平成20年3月に奈良県広域化推進計画を策定して、21年4月、消防の一本化にむけて広域化協議会が設立されました。そして、2年間にわたり協議されてきましたが、本年4月の協議会総会で経費負担等をすみやかに告げるべきとの意見がだされました。これをうけまして、7月に県内13消防本部の管理者からなる小委員会が設置されまして、特に経費負担をテーマとしてさらなる検討をすすめることとされました。

**県の考え方・県の提案** 具体の検討にはいるこの機会に、8月中旬から下旬にかけまして、県の考え方を13消防本部の管理者であります市町村長に示させていただきました。

消防を取り巻く環境の変化として着眼点を大きく2つあげております。1点目は救急搬送の増加、大規模化する災害への対応、2点目は施設設備の更新や28年5月を期限とする消防無線のデジタル化への対応といったことが大きな課題となっております。厳しい財政状況のなかで、こういった課題に的確に対応していくためには、当然、広域化が必要であると考えています。

消防救急無線デジタル化とあわせ間接部門の合理化をすすめながら、現場部門を増強する スケールメリットとして、①は人的な面、ソフト面のメリットでございます。②はハード面のメリットです。 総務部門などのいわゆる間接部門の合理化をおこないながら、同時に現場部門を増強いたしまして消防力を高める、また、無線のデジタル化を一元的、効率的に実施しようとするものでございます。県はその進め方は段階的にやればいいのではないかと考えております。

#### 33年頃を目標に段階的統合

現在、本県には13消防本部がございます。25年に県一の消防本部を設置していくということでございますが、第1ステージとして、当面の対応としてまず、総務部門を25年に統合していく、そして28年、無線のデジタル化整備が27年に終わりますので、その整備が整った段階で通信部門を統合する。この段階までは消防署所等は基本的には現行のまま維持・存続をして独立的な運営をすすめていく。そして、第2ステージ、33年、今から10年ほど先を目標として現場部門を含めて完全統合をしていくといった内容の提案をおこなっております。

段階的統合の意味合いは、1つは各消防本部間で、たとえば合理化がかなりすすんでいるところ、あるいは施設の更新がすすんでいる、すすんでいない、いろいろなバラつきがあるというのが実情でございます。こういった状況のなかで、拙速に、なにがなんでも一挙にということではなくて、しばらくは自助努力をしていただいて、地ならしをおこなっていくほうが円滑にすすめられるのではないかということです。

もう1つは広域化は消防力の強化と組織の合理化が大きなポイントでございます。合理化をすすめる

場合に10年ほどの期間をおきますと、13消防本部で約400人を超える退職者がでてまいります。 こういったことから、今現在は、事務的に検討しているところでございますが、現場の要員を増員しな がら採用をおさえて、間接部門をスリム化していく。だいたい100名から120名くらいの人員の合 理化が図れるのではないかと、県では見込んでいます。

そういう意味合いもあり、段階的なやり方で臨んだらいいのではないかと、こういうことで考えております。

なお、当面、必要となる消防救急無線のデジタル化の経費についてでございます。これが一番大きい経費となっております。消防本部個々に整備するよりも、指令センターや基地局を一本化して整備するほうが、当然、効率的で割安に整備できます。また、ランニングコストも安上がりとなります。加えて、県の支援も検討していけば、消防本部すべてに相当額の削減効果が見込めるものと考えております。

9月の初めに広域化協議会に県の案を示し、デジタル化経費の負担も含めて小委員会で検討をねがおうと段取りを組んできたところでございました。その矢先、台風が到来しまして、現在、この作業は中断しております。また、再開するということになりましたら、この県の考え方で積極的に調整を図っていきたいと考えております。

### 国民健康保険の広域化にむけた取り組みについて

**榎原〇〇保険指導課長の報告** 昨年度、国民健康保険の広域化にむけて支援方針というものを策定 いたしました。

**策定の趣旨** 国保には現在、高齢化の進展、あるいは医療の高度化により医療費が急激に増加している、一方、若年者が減って、そして非正規の雇用をされている方が増えてきていることによって、保険料が確保できなくなってきているという構造的な問題がございます。こういったものに対応するという観点を1つ持っております。

もう1点は、この方針は国民健康保険法にもとづき策定したものでございます。策定にあたりましては、市町村とのワーキング等の手続きを経て、策定したものでございます。対象とする期間は23年1月から27年3月まででございます。

国保と後期高齢者医療制度の現状と将来推計 2008年には国保は38万8000人の被保険者、2025年には31万人になる見込みでございます。微減でございます。後期高齢者は14万5000人から25万7000人と1・7倍にいっきに増えます。その関係で医療費は、国保はほぼ横ばいの状況でございますが、後期高齢者の医療費は、これも1・7倍となる見込みでございます。

それで国保が後期高齢者医療の支援をしている関係で、収支が現在ほぼトントンの状態が、2025 年には75億円ほどの単年度赤字になる見込みでございます。

こういった状況を踏まえまして、県と市町村が協力体制をつくり、保険者機能を発揮した医療費分析に基づくPDCAサイクルの構築、健康長寿文化の醸成、保険財政の安定化の確保をおこない、国保の安定的な運営、健康長寿県の実現というものを図るために、広域化をすすめたいと考えております。

具体的な取り組み 共同事業として健康づくり事業を共同でおこないたいと考えております。医療費分析に基づきましたPDCAサイクルの構築、具体的には生活習慣病の予防、健康診断・がん検診の受診率の向上、健康長寿文化の醸成として健康長寿情報の発信、かかりつけ医等を中心にした地域の草の根のネットワークの構築ということをめざすものでございます。

**保険財政の安定化** まずは、保険料の収納対策の充実として口座振替制度の推進、あるいは滞納処分をおこなうための専門人材の活用、さらに適正な医療受診を図るための啓発として重複頻回受診等の適性を図るための啓発、ジェネリック医薬品の普及啓発をはかるものでございます。

広域化を図るための環境整備 1つには、現在、保険財政共同安定化事業というのがございます。 これは30万円を超えるような高額医療につき、各市町村がお金を出し合って、その高額医療をまかなっているという制度でございますが、それを30万円を引き下げることにより、拡充をして、極端に言 えば1円までいけば、これはひとつの保険になるということで、これについてどうなるかということで シュミレーションをおこないました。

その結果、30万円を10万円くらいに引き下げる分には大きな影響というのはございませんが、1円まで引き下げますと、これは相当大きな影響がでる市町村がでてまいります。一方、共同安定化事業をやるために拠出をおこないますが、現在は被保険者割りが半分、実績割りが半分ということで拠出をしてもらっていますが、これを被保険者割りの枠を増やしていく分には影響は小さいのですが、所得割りにまで入れていくと大きな影響がでるということで、当面は、10万円までの引き下げという方向で検討する、拠出金の拠出方法についても、まずは被保険者割りの拡大という方向で検討するということが望ましいということでございます。

**保険料の統一** 広域化のためには保険料の統一ということがどうしても必要でございます。これについてもシュミレーションをおこないました。現在、応能応益割合はほぼ半分半分という状況でございます。どうなるかということでは、まず県全体で応益割り、これは頭割りと考えていただいたらいいと思います。応益割りは所得等により納めていただくということでございまして、その応益割りの分をあげていった場合には保険料軽減がされる方が増えてきますので、その分は公費で負担されることになりますので、保険料の総額は減るという傾向になります。

市町村別の影響では、どんなシュミレーション、どういうやり方をやったとしても一部の市町村、たとえば下北山村とか五條市等では一人当たりの調定額が著しく増加いたします。世帯ごとの影響でございますが、資産割りをもうけた場合にどうなるかということでございますが、現在、資産割をなくしているところがございますが、たとえば大和郡山市などで6・3%から8・7%というような割合で調定額が倍になる、保険料が倍になるところがございます。保険料をもうけないということにすれば低所得者の調定額が減るということも結果としてでております。応能応益割りの影響についてのシュミレーションでは、応能割を増やしていくということになれば、調定額が減少する世帯の割合が増える、また、どちらかというとお金をもっておられます中間所得者以上の世帯の調定額が増える。一方、応益割りをあげた場合、逆に低所得者層の調定額が増えるという結果でございます。

**今後の検討の方向** こういったシュミレーションの結果をうけまして、今後の検討の方向でございますが、資産割を保険料を統一する場合には廃止をする方向で検討してまいりたい。それから応能応益割りをどのようにするかということにつきましては、それぞれのメリット、デメリットがございますので、こういったことを十分に鑑みたうえで考えてまいりたいと思っております。

保険料が急増する市町村がどうしてもでてまいりますので、暫定的な措置を含めてどのような対応策をするかということについても検討してまいりたいと考えております。

こうした検討、取り組みを徐々にすすめていき、平成27年度には広域化にむけた環境整備を整えたいと考えております。

現在の取り組み 23年度は昨年度に引き続き、月1回、国保のあり方ワーキングを市町村といっしょにやっております。まず、共同事業は健康づくりをすすめるために、今年度は特定健診の受診率を向上させるための共同事業が実施できないか、あるいは保険料収納率の向上を図るための専門人材の確保を図ることができないかという検討をおこなっており、できれば来年度からの実施にむけての検討をしているところでございます。

保険財政共同安定化事業を拡大できないかということにつきましても、あわせて模索をしているところでございます。

後期高齢者医療制度について すでに後期高齢者医療制度につきましては広域連合という広域化がなされております。この保険者機能の強化にむけまして、今年度から県と後期高齢者広域連合が共同して、奈良県健康長寿共同事業実行委員会を4月8日にたちあげました。会長は広域連合長であります郡山市長であります。

具体的な取り組みとしては、有識者会議というものを設けて、高齢者特有の症状に応じた予防・改善方策の研究をしております。今年度すでに2回開催して、口腔ケアに重点をおいて今年度は研究をすすめたいと考えておるところでございます。以後も2か月に1回程度開催したいと考えております。

さらに、歯科医師、衛生士、運動指導員の専門人材が地域を巡回して、健康の維持、増進にむけた指導・普及をおこなう取り組みでございますが、現在、関係機関と調整をしており、近いうちに都市部、

山間部等の地域に応じた巡回指導というものをやってまいりたいと考えております。予算的には2700万円、県が半分負担、あわせて、県から専従職員を2人送り、この取り組みをすすめているところでございます。

## 近畿地方整備局のまるごと移管に関する奈良県の考え方

林〇まちづくり推進局次長の報告 まるごと移管について 「まるごと」とは、次のような奈良 県の認識であるということで6点、示しております。まず1点は、国の権限を地方行政である広域連合 に移譲するものであること。2点目は、したがって、移譲された事務は国の事務ではなく、地方行政機 関の事務であること、3点目、近畿地方整備局を関西広域連合に移管する場合、近畿地方整備局の権限 はまず、管轄区域内のそれぞれの府県に移譲され、当該府県からの権限をもちよるものであること、4点目、この地域だけに移譲する理屈があること、便宜的なものではないこと、5点目、広域連合は国の機関ではないので、広域連合の区域以外の他の地域に支配が及ぶものではないこと、最後に、国家公務員である近畿地方整備局の職員は地方公務員になること、これが認識でございます。

具体的な奈良県の考え方 具体的な奈良県の考え方でございますが、道路と河川に関する行政のことで、イメージを示しております。まず、道路の場合、1~3とございまして、1番目として関西広域連合の府県の区域にかかる国の権限の関西広域連合への移譲については異論はございません。2番目は関西広域連合の区域以外の、奈良県や福井県ですが、これは関西広域連合には移譲しないこと、3番目、近畿地方整備局の権限を地方に移譲する場合は、奈良県にかかる権限は奈良県に移譲することということです。

国は本省と地方整備局と区分けされておりますが、本省は新規事業化や予算の個所付けをやっておられます。近畿地方整備局はといいますと、都市計画原案の策定や工事の発注、予算要求も地方整備局がやっております。

奈良県の考え方といたしましては、本省にかかる部分については残していただいて、地方に移譲する という形で、関西広域連合と並ぶ形で、奈良県なり福井県は移譲していただきたいということです。

**まるごと移管への奈良県の懸念** 奈良県が懸念している姿でございますが、近畿地方整備局は広くて、この全体が奈良県を含む形で広域連合に移りますと、様々な課題が非常に多くでてきます。

河川の場合は1つめ、近畿地方整備局の権限は流域単位で、流域を構成する県連合に移譲していただきたいということ。たとえば大和川については奈良県と大阪府が対等の立場で構成する広域連合に移譲し、整備方針や利害調整時に国による公正な判断の仕組みを設けるということであり、具体的には現在、近畿地方整備局の方で大和川河川事務所といっしょになり、調整などを十分にしていただいておりますが、関西広域連合にいきますと、大和川に関係のない兵庫県なり京都府といったところといっしょに議論されるということになりますので、奈良県としましては、国土交通省と奈良県と大阪府がはいったような連合体が組織され、ここが具体的に権限を移譲いただくという考えでございます。

共通として、国の役割として地方整備局の権限を地方行政事務としてよいものと、国と事務として保持すべきもの、先ほどの具体的に示しましたが、この理由を明確にして線引きすることでございます。

その理由ですが、1つめは、整備局の現在の権限は国の権限であります。広域連合への権限の移譲は 広域であっても、地方行政への権限の移譲であり、他の地方公共団体の利益をそこなわないことが絶対 に必要であること。2つめは、地方行政組織への権限の移譲であるので、移譲された権限は他の地方行 政組織に及ぶものではあってはならないということ。3つめは、国の権限を移譲された関西広域連合と 奈良県は地方自治法上は同格の地方公共団体であるということ。

**どういった課題があるか** これに対する課題についてですが、1番目は、意思決定には広域連合の全員の合意が必要ということで広域連合の事務はおこなわれますけれども、利害の調整は困難ではないかということでございます。奈良県の懸念として京奈和自動車道なり、大和川なり、都市部における高規格幹線道路の整備をいそぐべきという意見がでますと、地方部の整備を熱望するわが県などのような

地方部の知事も同一の権限をもっておりますので、調整はできるのか、困難ではないかという考えでございます。

2番目として、広域連合議会の議席数が不平等であるということ。計画づくりや予算配分の権限をもちますと、議席数の少ない奈良県などは不利になると考えております。奈良県の懸念としましては、たとえば、大阪湾岸部の道路計画づくりや予算要求に、予算要求は近畿地方整備局の権限でありますので、ここに偏重されるのではないかというようなことを考えております。したがいまして、その結果、中山間地域等の道路整備が行き届かなくなる懸念がございます。

3番目は、建設時の発注や事故がおきた場合の責任の所在が不明確。訴訟の客体、不服請求の客体はだれが責任をおえるのか。今、広域連合は広域連合長が地方自治法上の代表者がおります。広域連合委員会委員長という方もおられます。これは規約上、広域連合委員会の代表者という立場でございます。各分野の事務担当委員がおり、これは規約上、事務の執行責任者ということで、どこが責任をもつのか、あいまいであるということです。

4番目ですが、関西広域連合は参加、脱退が可能でございます。したがいまして、国の権限を移譲するということは、国の権限の主体が不安定になることで問題になるのではないかということでございます。

5番目に、出先機関の権限移譲により、関西広域連合が国の権限を行使することになってはならない ということです。先ほどから繰り返しておりますが、権限の及ぶ範囲はやはり関西広域連合の府県のみ であって、他の地方行政組織に及ぶものではあってはならないということでございます。

### 近畿経済産業局のまるごと移管に関する奈良県の考え方

**岩口〇〇産業・雇用振興部次長の報告** まるごと移管についての奈良県の認識は近畿地方整備局のまるごと移管と同様でございますので、私からは、それに対する奈良県の考え方について説明します。

4点ございます。1点目は、関西広域連合構成府県の区域にかかる国の権限を、関西広域連合に移譲することについては異論はないということ。2点目。関西広域連合以外の区域にかかる権限は関西広域連合へは移譲しないこと。3点目、近畿経済産業局の権限を地方に移譲する場合は、奈良県にかかる権限は奈良県に移譲すること。4点目、経済産業局の権限を地方行政事務としてよいものと、国の事務として保持すべきものとを、理由を明確にして線引きをすること。

その理由として、1点目、現在の経済産業局の権限は国の権限であり、広域連合への権限の移譲は広域であっても地方行政への権限移譲であるので、他の地方公共団体の利益を損なわないことが必要でございます。2点目、地方行政組織への権限の委譲であるので、他の地方行政組織に影響が及ぶものであってはならないということでございます。3点目、国の権限を各々移譲された関西広域連合と奈良県は地方自治法上、同格の地方公共団体であるということでございます。4点目、経済産業分野の国の予算配分の判断権限は、現在、本省が有しております。執行事務を地方経済産業局で大半を実施していると認識しております。関西広域連合への国の権限の移譲は国の予算配分の移譲ではなく、執行事務の権限委譲と認識しております。

課題についてでございますが、まず1点目は、意思決定に関して、広域連合委員会の全員の合意が必要であり、この点で利害調整が非常に困難で、奈良県として懸念することは、奈良県内の事業所に対する規制について、奈良県が加入していない府県が関与することを懸念するものでございます。

次に、広域連合議会の議席数が不平等ということで、関西広域連合が予算配分の権限をもつと、議席 数の少ない奈良県にとれば不利が生じるのではないかということでございます。とりわけ、大阪湾沿岸 部等に施策が集中する懸念がございます。

近畿経済産業局が担っております地方単位の産業ビジョンの策定や本省で採択した補助金、委託事業の執行などは関西広域連合の構成府県のみのものを関西広域連合へ移管し、他の地方行政組織に及ぶものは、奈良県などに県に移管するというものでございます。嫌煙しているのは、関西広域連合が国から

\*\*\*

### 消防県一本広域化

第一のスケールメリットは合理化、人員削減。しかし、現場は すでに重複する任務、人員不足の常態化となっており、消防へ の県民の期待についていけていない

**今井光子議員** 消防の広域化のことでお尋ねします。人員が現在、1769名と言われておられましたが、この広域化計画のなかで、何人ぐらいの体制にするよう計画をもっているのか、お尋ねします。また、デジタル化にかかる費用は、いったいどれくらいか。想定されているのかをお尋ねしたいと思います。

**松丸〇公室次長答弁** 今、1769人の体制があるわけですが、当初、25年に統合するときにはやはりそのままの形で移行するというのが当然だと思います。それまでに人を切るということはできません。人の問題については長期的に考えていかないと、退職者の数と新たに雇用する新規の採用者とうまく計画的にやっていかないといけません。

私ども(県)から提案させていただいているのは、段階的に合理化が図っていける事務の 部門、特に事務的な部分は1つにくっつけば人員が削減可能となりますので、そこはくっつ いた段階で人員計画を策定し、減員できるところは減員し、現場で配置換えできるところは 配置換えするということで、計画をつくっていけばよいと考えており、県から何人がいいと かのことは、腹案としてはありますが、お話しできるところではないと思います。

デジタル化の費用は、経常経費的なもので建設費を除きますと、現在、23年度予算で約163億円でございます。デジタル化の費用がそこに上積みがされます。この点は、広域化協議会がおこないました基本設計試算では、個々別々にやると約130億円かかると聞いておりますが、この場合、基地局は28と聞いております。これを一括でやると基地局は11か12というように少なくて済むだろうといわれていますので、だいたい半分以下でできるのではないかと思っております。

今井光子議員 私も消防の広域化のことで、いくつかの消防を訪問して、ご意見や現状などを聞かせていただきました。消防の管理にあたっておられる方々も、みなさん、消防士であるとか救命救急士などが、そういう事務のところにあたっておられたり、実際には、救命救急士の研修をうける間であれば、現場にはいったりということで、実際に現場では、そんなにここが管理部門、ここが現場部門だというように分かれていないという印象です。

救急の電話の応対が、消防署の業務のかなりを占めておりまして、火災などは、いわばごく一部というような状況でした。そうしたものが一本化していったときに、果たしてそれぞれの消防の、かかりつけのものが広域化で(一か所で)数人でいけるかといえば、やはり、同時に、そうした事案が発生しますので、そこにはそれなりの人出がかかるだろうと私は思っています。

そうしたことを考えていったときに、今のあり方が、デジタル化で半分になるということは経費的に みると大変、削減できるということですが、ただ、そこだけでいいのかということを十分に検討するべ きだと思います。本当に県民の方々が、この消防署に対して期待していることに十分にこたえることが できるというものであるべきだと思います。

# 関西広域連合・近畿地方整備局まるごと移管要求 近畿整備局まるごと移管は、正規職員2500人、非正規職員 1500人、計4000人の職員全員を対象としているのか

**今井光子議員** 今回の台風12号による災害を通じて、非常に感じておりますのは、やはり、いろいろな経験をもっている専門的立場の職員の方々が現場にいるということがどんなに大事かということを痛切に感じております。

近畿整備局の方が、私も現地にいきましたが、崩れておりますがけの上に小さい人が見えました。みんな、近畿整備局の方々でした。現場の調査に入っているという姿でした。

今、近畿整備局は4000人の職員がおられると聞いておりますが、うち、正規職員は2500人、 非常勤職員が1000人、その他の方が500人とうかがっています。このなかで、国家公務員を地方 公務員に移譲するという考え方がありますが、それは非正規やその他の職員の皆さんのことすべて考え たうえでの考え方なのか、正規職員だけの考え方なのか、そうした点をうかがいたいと思います。

**林〇まちづくり推進局次長答弁** 現在の国家公務員の方は地方公務員になるということでございます。その他の職員の方はどうするのかということは、広域連合からの説明はございませんし、私のほうで把握しているかというと把握しておりませんので、わかり次第、ご報告したいと思います。

その他の発言者 藤野〇〇議員 奥山〇〇議員 尾崎〇〇議員 梶川〇〇議員 報川〇〇議員

\* \* \*

### 消防県一本化の計画推進は県の積極的なイニシアチブのもとで(民主・藤野議員の主張)

\*いち早く消防の広域化に取り組んだ県では、県1消防を言って取り組んでいたが、現在は県2消防になって取り組んでいる。奈良県の広域化協議会は課題も可能なのか。また課題も明らかになってきており、負担金の問題、財産の問題、職員配置などが課題になっているようだ。県はただの調整役だけではなく、県内1消防ということで、時には県の積極的な指導性を発揮してほしい。(藤野〇〇議員=民主の質問要旨)

**松丸〇公室次長答弁** 県の推進計画では脱退もありうるということで議論がされてきた 経緯がある。県一本化ということで議論がされてきている。協議会のなかでは経費負担の問 題が不明確ということで指摘をされているため、デジタル化計画とその負担など材料も整え て、提案(9月2日)したところであり、今現在は台風災害への対応でストップしているが、 その方向ですすむことになっている。

### 関西広域連合の広域防災計画策定に奈良県もしっかり加わるべき(民主・藤野議員の主張)

\*関西広域連合について防災に特化して質問する。6月議会の委員会で防災計画見直しについての答弁のなかで、支援をするということを視野にいれていると述べていたが、今回、台風12号災害では関西広域連合の支援もうけているというのが現状だ。荒井知事も津波という観点で言われているが、井戸知事(関西連合長)が東海・東南海地震が起こった場合津波被害はないが、道路はズタズタで孤立集落がでてくるという被害予想があるため、関西広域連合が主体的に防災計画をつくっているという答えをしていた。まさしく、現状はそのとおりだ。そういった意味で、われわれとしては関西広域連合との関係を期待しているが、現時点の公室長の考えをただしたい。

\*関西広域連合では、都道府県の防災計画の拡充を中心にすすめているが、井戸連合長(兵庫県知事)は関西広域連合がつくる広域防災計画と府県の防災計画はしっかりと連携を図り、つくっていかないと役にたたないといっているというが、私たち(民主党)もそう考えており、県内防災計画の策定にあたっては、どうか参考にしてとりくんでいただきたい。(藤野〇〇議員=民主 の質問要旨)

松谷〇〇公室長答弁 受援支援という考え方を示していたが、それは東日本大震災の被災を前提としておこなったものと理解している。東海・東南海大地震は発生確率が非常に高く、実際におこった場合、大阪や和歌山にたいしてどういった支援が奈良県としてはできるのかを想定して答えたものだ。被害想定でも、死亡者、被害額など大阪、和歌山と奈良県では大変な開きがある。このため、概念として応援できることがあれば応援しようと、奈良県として防災計画の見直しにあたって、支援できるものは積極的にする、受援するものは受援しようという新たな視点が加わったということだ。知事も、津波の心配はないが、洪水・水害については見直しのなかの重要な視点として考えていて、見直しの際の指示をすでにされているものだ。

広域防災計画については奈良県は連携団体として、広域防災計画と奈良県防災計画との整合性を図るべく広域連合と調整を図っている。

### 消防県一本化は、10年計画と言わず、できるだけ早めるべき(自民改革・奥山議員の主 張

\*消防の広域化は、実現するのが10年。もっと早く、5年ぐらいでできないのか。現場(消防本部長など)は、財産関係も含めて期待が大きいと思っているが、どうか。

人員の削減という発言がよくでる。消防、警察、救急に関しては人を少なくするということを言うと、 人々の安心安全を削ることにつながる。結果的にはそうなるとしても、一本化することによって、県民 の安心につながるのだというような説明こそ大事であると思うので、老婆心ながら言いたい。(奥山〇〇 議員=自民改革 の質問要旨)

**松丸〇公室次長答弁** 消防本部によっては施設建て替えなどそれぞれの計画をもっており、推進状況も違っていることはたしか。広域化によって現場力を高めること、メリットとしてくっつくことにより人員削減も図れるのだ。そうするとやめる(退職する)人の数のことも考えながら、もっと減らしたいという消防本部もあれば、もうこれ以上は減らせないという本部もある。そういった要素もからんでいる。10年というは県が提案させてもらっているのであり、奥山委員が言われたように、県がもっとリーダーシップを発揮して、積極的にやっていきたい。

市町村からも、財源不足のなかで広域化のメリットしての人員削減があるということを声

にだして言う消防本部長もいる。1769人の体制だが、うち60人程度が本部にいる。その本部の事務とは共通の事務であり、本部が一本化すればスリム化できるであろう。その分を現場にもっていくのだ。現場の数を増やすということは当然なこと。同時に減らすこともできるのではないかというのが県の考え方だ。現場力を高めながら合理化を図っていくという提案だ。

## 大和川水害のとき、岸・大阪府と上田・奈良県知事が言い合ったことを思い出す(社民・ 梶川議員の発言)

\*複数の府県を流れる河川は、難しい課題をもっている。大和川災害のとき、大阪府の岸知事は上流部の奈良県が開発をどんどんすすめるからこんなことに、と言ったり、奈良県上田知事がそれに反論する、そして亀の瀬の地すべりを止めて、そのうえで削り取ると発言してみたり、そうすると大阪側では堤防もかさ上げをしないといけないというような厳しいやり取りがあった。そういった課題をもっているので、当事者同士で話ができるようにして、他府県の方はそういったことは分からないと思うので、県お言っていることも妥当だと考える。(梶川〇〇議員=元気クラブの質問要旨)

青山〇〇政策推進課長答弁 国の出先機関の移管の状況について今までの流れを説明させていただきます。関西広域連合からは3つの国の機関(近畿地方整備局、経済産業局、地方環境事務所)のまるごと移管してほしいと国に要望されております。それをうけて国では、7月1日にアクションプラン推進委員会という地域主権戦略会議の下部の会議で出先機関についての検討をされております。

その中で、基本的な枠組みの決定というものを9月末頃までに「中間とりまとめ」という 形でだされようとしておられます。その後、順次、法案の関係を閣議決定して、次期通常国 会にだそうという流れになっております。

今現在、関西広域連合が要望されております国の出先機関がどういう形で権限移譲される のかという具体的なところまでは、まだ、内部で検討しているところであり、特段、どこま ですすんでいるかという情報は入っておりません。

# 公務員の人員削減と災害対応の関係では、すでに、われわれは東日本大震災時の経験がある(社民・梶川議員の発言)

\*東日本の大震災でも市町村合併によって、職位数が大変減少し、被災の際の対応に苦労しているということを聞く。そういったところには人員をしっかり確保することはさけられないのではないか。(梶川 〇〇議員=元気クラブ の質問要旨)